

会計処理の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																	
<p>公益財団法人 千里ライフサイエンス振興財団</p>	<p>1 公益法人会計基準注解（以下「注解」という。）では、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した満期保有目的の債券は、原則、償却原価法（※）を適用することとなっている。ただし、注解で取得価額と債券金額との差額に重要性がない場合は、償却原価法を適用しないことができることも規定されている。</p> <p>公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団（以下「財団」という。）は、債券ごとの償却原価法の適用について、下表のとおり、購入金額が債券金額を上回る債券のみ償却原価法を適用していた。</p> <p>財団は、安全性の観点から償却額が費用となるものにより償却原価法を適用する方針を採用してきたとのことであるが、差額の重要性により判断することとされている注解に基づいた処理が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="557 821 1650 1283"> <thead> <tr> <th>債券名称</th> <th>債券金額</th> <th>購入金額</th> <th>差額</th> <th>H26年度 貸借対照 表価額</th> <th>H26年度 償却額</th> <th>償却原価 法適用の 有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利付国債</td> <td>600,000</td> <td>600,120</td> <td>120</td> <td>600,014</td> <td>12</td> <td>適用</td> </tr> <tr> <td>利付国債</td> <td>400,000</td> <td>399,440</td> <td>△560</td> <td>399,440</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>利付国債</td> <td>544,300</td> <td>549,960</td> <td>5,660</td> <td>545,101</td> <td>566</td> <td>適用</td> </tr> <tr> <td>大阪府 公募公債</td> <td>100,000</td> <td>99,950</td> <td>△50</td> <td>99,950</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>大阪府 公募公債</td> <td>600,000</td> <td>599,580</td> <td>△420</td> <td>599,580</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> <tr> <td>兵庫県 公募公債</td> <td>100,000</td> <td>95,339</td> <td>△4,661</td> <td>95,339</td> <td>—</td> <td>非適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公益法人会計基準に関する実務指針では、償却原価法により算出された償却額は、「投資有価証券受取利息」として処理することを求めているが、「投資有価証券評価損」として処理されていた。</p> <p>（※） 償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで毎期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。</p>	債券名称	債券金額	購入金額	差額	H26年度 貸借対照 表価額	H26年度 償却額	償却原価 法適用の 有無	利付国債	600,000	600,120	120	600,014	12	適用	利付国債	400,000	399,440	△560	399,440	—	非適用	利付国債	544,300	549,960	5,660	545,101	566	適用	大阪府 公募公債	100,000	99,950	△50	99,950	—	非適用	大阪府 公募公債	600,000	599,580	△420	599,580	—	非適用	兵庫県 公募公債	100,000	95,339	△4,661	95,339	—	非適用	<p>償却額が費用となるものにより償却原価法を適用することは、過度に保守的な会計処理となっているため、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準に関する実務指針に従い、差額の重要性により適用の有無を判断されたい。</p> <p>【公益法人会計基準注解】 （注9）満期保有目的の債券の評価について 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>【公益法人会計基準注解】 （注1）重要性の原則について 重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。 （2）取得価額と債券金額との差額について 重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。</p> <p>【公益法人会計基準に関する実務指針】 Q9 A：償却原価法は、満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、当該差額を保有期間にわたって受取利息処理（加算又は減算）により期間配分する方法である。（以下略）</p>	<p>償却原価法の適用については、公益法人会計基準注解及び公益法人会計基準に関する実務指針に従い、平成27年度決算から差額の重要性により適用の有無を判断し、適正に処理を行う。</p>
債券名称	債券金額	購入金額	差額	H26年度 貸借対照 表価額	H26年度 償却額	償却原価 法適用の 有無																																														
利付国債	600,000	600,120	120	600,014	12	適用																																														
利付国債	400,000	399,440	△560	399,440	—	非適用																																														
利付国債	544,300	549,960	5,660	545,101	566	適用																																														
大阪府 公募公債	100,000	99,950	△50	99,950	—	非適用																																														
大阪府 公募公債	600,000	599,580	△420	599,580	—	非適用																																														
兵庫県 公募公債	100,000	95,339	△4,661	95,339	—	非適用																																														